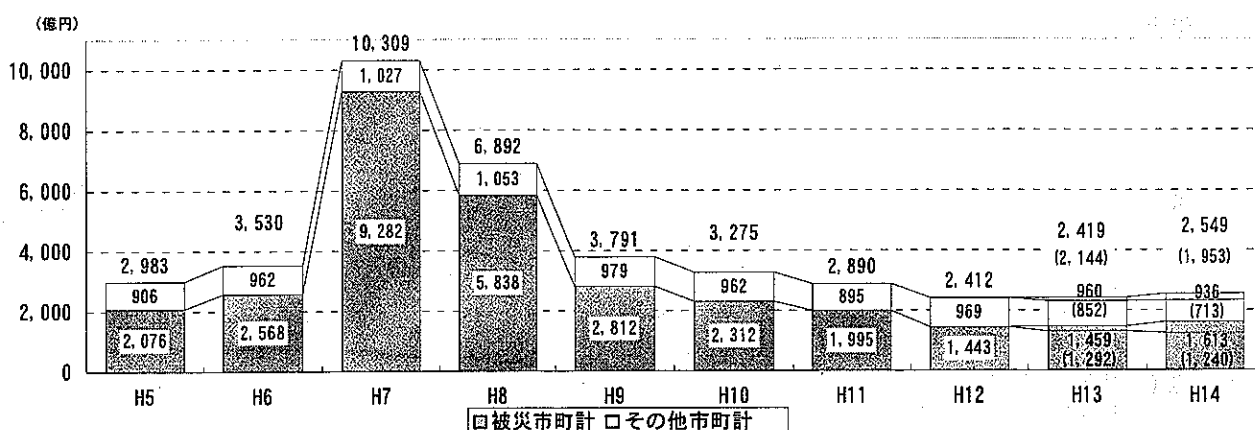


1. 地方債発行の状況

(1) 市町分

① 地方債発行額の推移

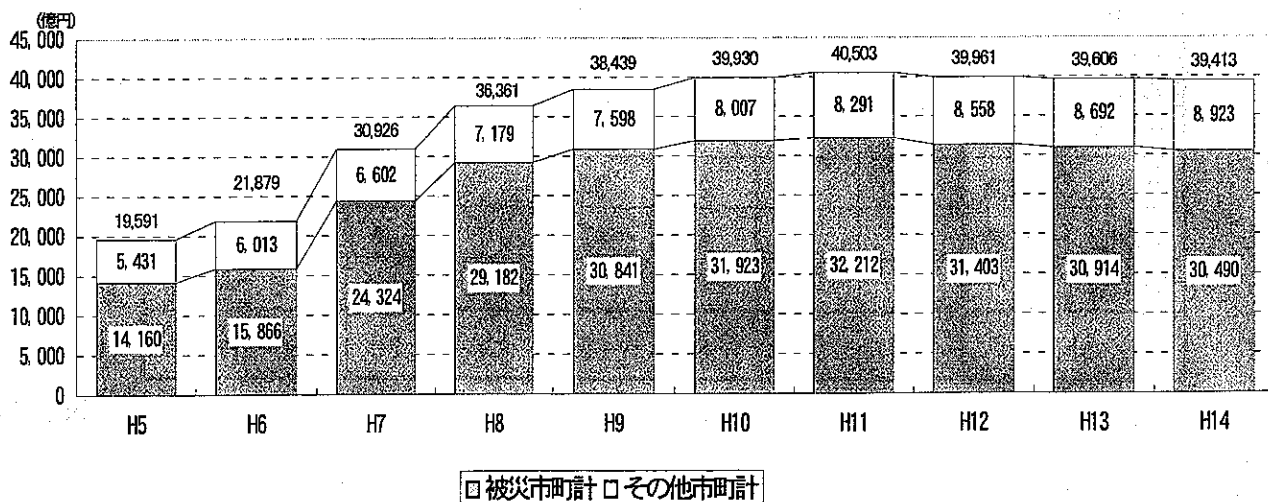
市町分の地方債の発行については、震災直後の平成7年度に震災の復旧事業等に対応するため急激に発行額が増加し、震災前の平成5年度に比べ約3.5倍の発行額となり、平成8年度、9年度においても、大量の地方債が発行されている。特に下表の通り、被災地以外の市町については、平成5年度から平成14年度まで同程度の発行額に留まっているものの、被災市町については顕著な増加傾向が見られる。



※ H13、14の()書きは、臨時財政対策債発行額を除いた額である。

② 地方債現在高の推移

地方債現在高についても、大量の新発債のあった平成7年度から9年度にかけて急激に増加しており、震災復興のための大規模発行が落ち着いた平成9年度末残高は、平成5年末残高に比べ約2倍の量になっている。



③ 起債制限比率の推移

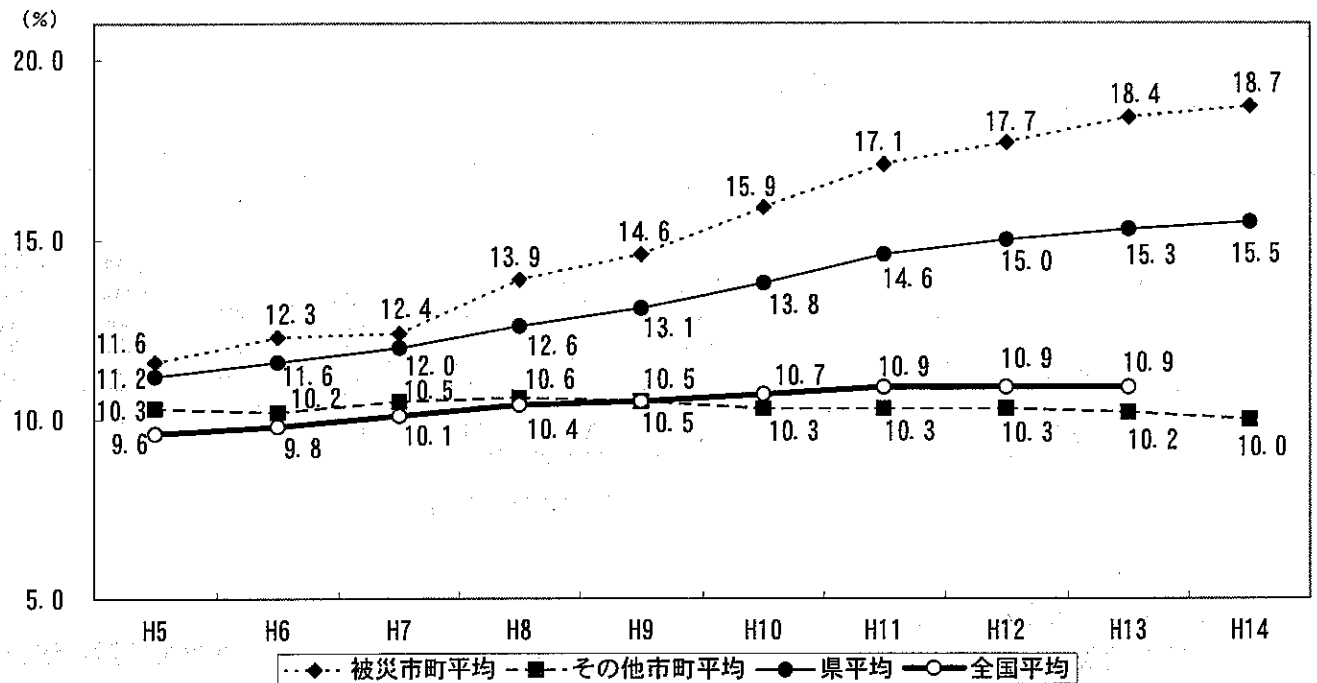
公債費が市町の財政運営に及ぼす影響をみる指標である起債制限比率は、県内平均で15.5%と年々上昇傾向にある。

特に、その他市町が前年度より0.2ポイント下落したのに対し、被災市町においては0.3ポイント上昇して18.7%となっており、上昇傾向に歯止めがかかっていない。

これは、震災復興事業に伴い発行した起債の元金償還の本格化により、地方債の元利償還金に充てた一般財源の額が増加していることによる。

(注) 1 起債制限比率 = (地方債元利償還金充当一般財源(A) - 普通交付税算入された元利償還金(B)) / (標準財政規模 - (B)) × 100

2 標準財政規模 = 地方税 + 地方譲与税等 + 普通交付税



【起債制限比率段階別団体数の状況】

区分	平成14年度				平成13年度			
	大都市	都市	町	合計	大都市	都市	町	合計
20%以上	1	1		2	1	1		2
15%以上 20%未満		2	3	5		2	3	5
10%以上 15%未満		13	21	34		14	20	34
5%以上 10%未満		5	42	47		4	37	41
5%未満							6	6
計	1	21	66	88	1	21	66	88

【15%以上の団体】

神戸市	24.7 (24.2)
芦屋市	22.5 (20.2)
津・一宮町	18.6 (17.0)
北淡町	18.1 (16.9)
西宮市	17.0 (16.5)
津名町	16.6 (16.2)
川西市	16.3 (15.8)

※ ()はH13

(2) 県分

県債発行額の推移 (普通会計決算ベース)

(単位：億円、%)

	H5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
県債発行額	2,141	2,632	8,461	5,423	3,076	3,240	3,416	2,200	2,418	2,877
県債残高	12,672	14,249	22,134	26,921	29,266	31,597	33,754	34,722	35,683	36,307
起債制限比率	9.6	9.9	10.1	10.4	10.7	11.0	11.7	12.3	12.9	13.8

(注) 平成7年度は阪神・淡路大震災出資貸付金債4,000億円(出資金債133.3億円、貸付金債3,866.7億円)
平成8年度は同貸付金債2,000億円を含む。

2. 地方債の大量増発に対する国の対応(与党災害対策プロジェクトチーム決定 H13.5.11)

平成12年度から国及び与党災害対策プロジェクトチームに対し、震災関連地方債について既発債も含めた償還期間の延長等の要望を行った結果、与党プロジェクトチームは以下の方針を決定した。

- (1) 平成12年度以降の震災関連新発債の償還期間を30年に延長
- (2) 平成12年度債以降の新発債の充当率を100%に引き上げ
- (3) 公債費負担適正化計画の策定等を前提に起債制限措置を行わない旨を明記
- (4) 既発債の償還期間の延長は、今後速やかに議員立法等も含めて取り組む

(参考)

- ① ・通常地方債の償還期限；災害復旧事業債15年、その他災害関連地方債20年
・7年度以降の既発債の条件変更については法律改正が必要
(地方債発行後の災害等の場合は変更可能だが、7年度以降の地方債は災害後の発行となり不可)
→財政融資資金の債権の条件変更等に関する法律
財政融資資金の融通を受けた者が、災害その他特殊の事由により、元利金の支払いが著しく困難となったときは、財務大臣は、財政制度等審議会の意見を聴いて、公共の利益のため必要があると認められる場合に限り、その融通条件の変更又は延滞元利金の支払い方法の変更をすることが出来る。
- ② 地方債の充当率は、種類により対象経費の40%~100%程度、70%~90%の充当率が多い。
- ③ 総務省の地方債許可方針によると、起債制限比率が20%を超える団体については、一定種類の地方債の発行を許可しないこととしている。
- ④ 現在国に要望中(実施のためには①に記載したとおり、法律改正が必要)

○ 被災市町に係る地方債残高・起債制限比率の比較

(単位：億円、%)

被災市町	項目	H5 (震災直前)	H7 (震災直後)	増減 H7/H5	H14	増減 H14/H5
神戸市	地方債残高	9,638	16,455	1.7倍	19,358	2.0倍
	起債制限比率	15.6	18.0	2.4	24.7	9.1
尼崎市	地方債残高	998	1,412	1.4倍	2,255	2.3倍
	起債制限比率	9.4	8.9	▲0.5	10.6	1.2
明石市	地方債残高	400	599	1.5倍	1,169	2.9倍
	起債制限比率	6.4	6.3	▲0.1	11.4	5.0
西宮市	地方債残高	957	2,204	2.3倍	2,667	2.8倍
	起債制限比率	6.9	7.0	0.1	17.0	10.1
洲本市	地方債残高	124	149	1.2倍	225	1.8倍
	起債制限比率	11.6	12.4	0.8	9.8	▲1.8
芦屋市	地方債残高	228	689	3.0倍	1,154	5.1倍
	起債制限比率	5.9	6.3	0.4	22.5	16.6
伊丹市	地方債残高	268	456	1.7倍	646	2.4倍
	起債制限比率	7.0	7.6	0.6	10.8	3.8
宝塚市	地方債残高	507	899	1.8倍	902	1.8倍
	起債制限比率	6.5	7.7	1.2	13.8	7.3
三木市	地方債残高	169	233	1.4倍	400	2.4倍
	起債制限比率	10.3	10.1	▲0.2	14.3	4.0
川西市	地方債残高	446	570	1.3倍	561	1.3倍
	起債制限比率	12.4	13.9	1.5	16.3	3.9
津名町	地方債残高	74	123	1.7倍	165	2.2倍
	起債制限比率	11.4	12.9	1.5	16.6	5.2
淡路町	地方債残高	24	44	1.8倍	68	2.8倍
	起債制限比率	10.3	9.9	▲0.4	11.8	1.5
北淡町	地方債残高	43	74	1.7倍	166	3.9倍
	起債制限比率	10.5	10.6	0.1	18.1	7.6
一宮町	地方債残高	47	80	1.7倍	100	2.1倍
	起債制限比率	9.7	10.6	0.9	18.6	3.9
五色町	地方債残高	63	94	1.5倍	154	2.4倍
	起債制限比率	11.5	13.2	1.7	7.3	▲1.2
東浦町	地方債残高	30	55	1.8倍	112	3.7倍
	起債制限比率	10.1	10.2	0.1	9.1	▲1.0
緑町	地方債残高	16	23	1.4倍	46	2.9倍
	起債制限比率	9.3	9.8	0.5	10.4	1.1
西淡町	地方債残高	44	55	1.3倍	82	1.9倍
	起債制限比率	11.3	10.3	▲1.0	13.4	2.1
三原町	地方債残高	31	36	1.2倍	110	3.5倍
	起債制限比率	7.4	5.7	▲1.7	9.8	2.4
南淡町	地方債残高	51	73	1.4倍	152	3.0倍
	起債制限比率	7.9	7.8	▲0.1	10.6	2.7
被災市町計	平均	14,160	24,324	1.7倍	30,490	2.2倍
	平均	11.6	12.4	0.8	18.7	7.1
その他市町計	平均	5,431	6,602	1.2倍	8,923	1.6倍
	平均	10.3	10.5	0.2	10.0	▲0.3

※ 「増減」欄について、地方債残高はH5を基準とした倍率とし、起債制限比率はH5との増減とした。